

市第 103 号議案

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部
改正 関連

1 提案理由

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以下「整備法」とします。)による「障害者自立支援法」、「児童福祉法」の一部が改正になります。このことに伴って障害者自立支援法、児童福祉法を引用している本市条例について、関係規定の整備を図ります。

2 障害者自立支援法の改正

(1) 第 5 条関係

障害者自立支援法第 5 条では、障害者自立支援法に基づくサービスが列挙されています。今回の整備法による障害者自立支援法の改正では、同条第 8 項に規定されている「児童デイサービス」が、児童福祉法に基づくサービスに移行し、削除されるため第 9 項以下項ずれが生じます。また、同条第 18 項から第 22 項に新たなサービスが規定されます。このため、第 5 条に列挙されている障害福祉サービスを引用している条例に改正が必要になります。

改正後	改正前
第 5 条 省略	第 5 条 省略
2～6 省略	2～6 省略
7 生活介護	7 生活介護
<u>8</u> 短期入所	<u>8</u> 児童デイサービス
<u>9</u> 重度障害者等包括支援	9 短期入所
<u>10</u> 共同生活介護	10 重度障害者等包括支援
<u>11</u> 施設入所支援	11 共同生活介護
<u>12</u> 障害者支援施設	12 施設入所支援
<u>13</u> 自立訓練	13 障害者支援施設
<u>14</u> 就労移行支援	14 自立訓練
<u>15</u> 就労継続支援	15 就労移行支援
<u>16</u> 共同生活援助	16 就労継続支援
<u>17</u> 相談支援	17 共同生活援助
<u>18</u> 基本相談支援	18 相談支援
<u>19</u> 地域移行支援	
<u>20</u> 地域定着支援	
<u>21</u> サービス利用支援	
<u>22</u> 継続サービス利用支援	
<u>23</u> 自立支援医療	19 自立支援医療
<u>24</u> 補装具	20 補装具
<u>25</u> 移動支援事業	21 移動支援事業
<u>26</u> 地域活動支援センター	22 地域活動支援センター
<u>27</u> 福祉ホーム	23 福祉ホーム

【障害者自立支援法第5条の改正に伴い改正が必要となる条例】

- **横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例**
[介護補償を行わない場合の規定：「障害者支援施設」に入所している場合]
第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めます。

- **横浜市総合リハビリテーションセンター条例**
[横浜市総合リハビリテーションセンターで実施する事業]
 - ア 第3条第1項第4号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めます。
【障害者支援施設】
 - イ 第3条第1項第5号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改めます。
【就労移行支援】
 - ウ 第9条第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「同条第14項」を「同条第13項」改めます。【施設入所支援、自立訓練】

- **横浜市知的障害者生活介護型施設条例**
[横浜市中山みどり園、横浜市松風学園で実施する事業]
 - ア 第2条第3項中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改めます。
【自立訓練】
 - イ 第2条第4項中「第5条第9項」を「第5条第8項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に改めます。
【短期入所、施設入所支援】
 - ウ 第11条第1項中「第5条第23項」を「第5条第27項」に改めます。
【福祉ホーム】

- **横浜市火災予防条例**
[自動火災報知設備に関する基準（対象施設）]
第51条第1項第3号中「第5条第11項又は第17項」を「第5条第10項又は第16項」に改めます。【共同生活介護、共同生活援助】

(2) 第 29 条関係

障害者自立支援法第 29 条第 3 項に規定されている介護給付費又は訓練等給付費に関する規定が、同条 3 項第 1 号及び第 2 号に改正されたため、この項を引用している条例について必要な改正を行います。

改正後	改正前
<p>(介護給付費又は訓練等給付費)</p> <p>第 29 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、1 月につき、第 1 号に掲げる額から第 2 号掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（中略）を合計した額とする。</p> <p>(2) 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額）</p>	<p>(介護給付費又は訓練等給付費)</p> <p>第 29 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（中略）の 100 分の 90 に相当する額とする。</p>

【障害者自立支援法第 29 条の改正に伴い改正が必要となる条例】

○ 横浜市総合リハビリテーションセンター条例

第 9 条第 2 号の 2 中「法第 29 条第 3 項」の後に「第 2 号」を加え、「の 10 分の 1 の額」を削除します。

○ 横浜市知的障害者生活介護型施設条例

第 9 条第 1 項中「第 29 条第 3 項」の次に「第 1 号」を加えます。
第 10 条中「第 29 条第 3 項」の次に「第 1 号」を加えます。

(3) 第 115 条関係

障害者自立支援法第 115 条第 3 項は、障害者自立支援法に基づく受給者証の提出や返還に応じない場合の料料について市町村の条例で規定することができます。障害者自立支援法第 51 条の 9 及び第 51 条の 10 に新たに地域相談支援給付決定の変更、取消しについての規定が設けられたため、第 115 条の第 3 項が改正されました。

改正後	改正前
<p>(支給決定の変更) 第 24 条 (省略) 2 [受給者証の提出] (省略) (支給決定の取消し) 第 25 条 (省略) 2 [受給者証の返還]</p> <p><u>(地域相談支援給付決定の変更)</u> <u>第 51 条の 9 (省略)</u> <u>2 [地域相談支援受給者証の提出]</u> (省略)</p> <p><u>(地域相談支援給付決定の取消し)</u> <u>第 51 条の 10 (省略)</u> <u>2 [地域相談支援受給者証の返還]</u></p> <p>第 115 条 省略 2 省略 3 市町村は、条例で第 24 条第 2 項、第 25 条第 2 項、<u>第 51 条の 9 第 2 項又は第 51 条 10 第 2 項の規定による受給者証又は地域相談支援受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の料料を科する規定を設けることができる。</u></p>	<p>(支給決定の変更) 第 24 条 (省略) 2 [受給者証の返還] (省略) (支給決定の取消し) 第 25 条 (省略) 2 [受給者証の返還]</p> <p>第 115 条 省略 2 省略 3 市町村は、条例で第 24 条第 2 項又は第 25 条第 2 項の規定による受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の料料を科する規定を設けることができる。</p>

【障害者自立支援法第 115 条の改正に伴い改正が必要となる条例】

○ 横浜市障害者自立支援法の施行に関する条例

第 7 条中「第 24 条第 2 項」の後の「又は」を「、」に改め、「第 25 条第 2 項」の次に「、第 51 条の 9 第 2 項又は第 51 条の 10 第 2 項」を加え、「受給者証」の後に「又は地域相談支援受給者証」を加えます。

3 児童福祉法の改正

(1) 第 6 条の 2 関係

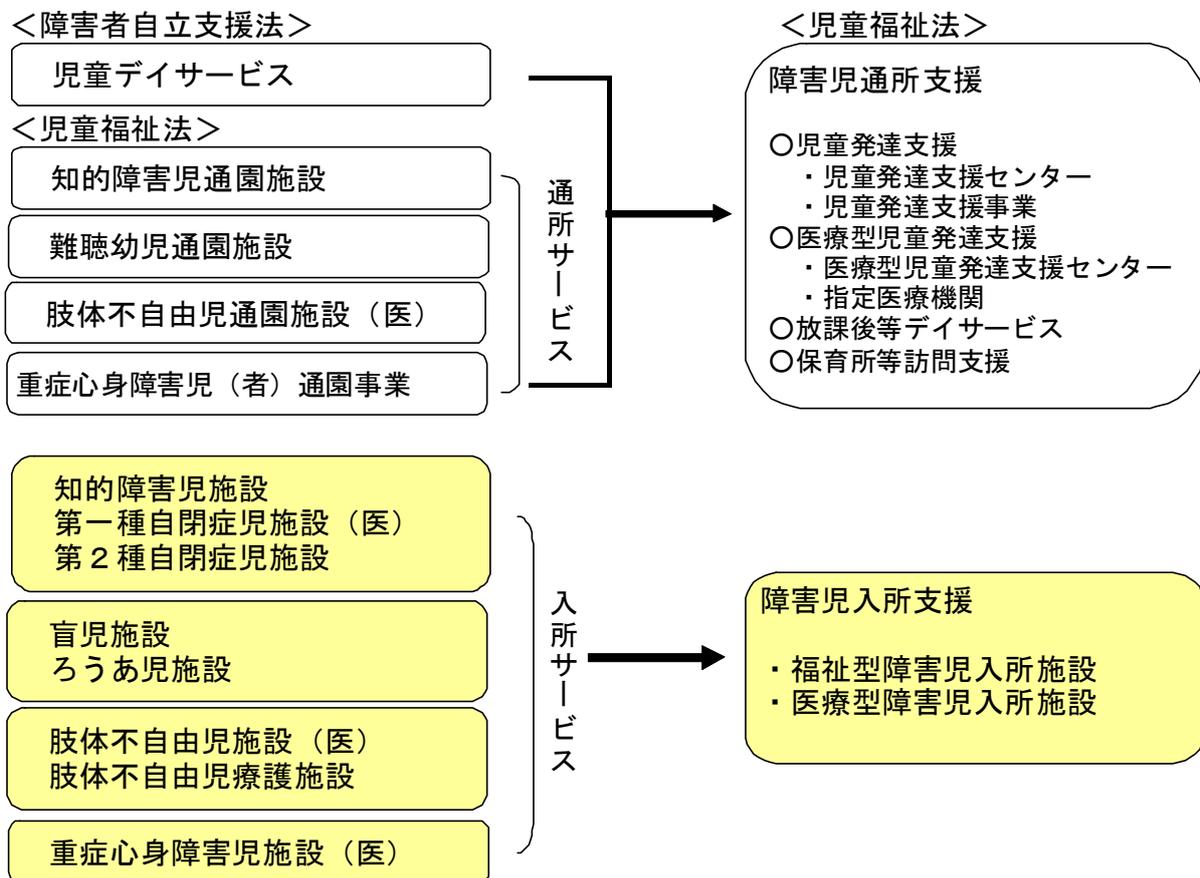
今回の整備法による児童福祉法の改正では、これまで障害種別ごとに分かれていた施設・事業体系を通所・入所の利用形態の別により一元化をしています。このため、第 6 条 2 項が新設され、「障害児通所支援」の事業が規定さ

れました。

また、第 43 条が改正され、旧障害児施設は「児童発達支援センター」として位置付けられます。

障害児施設・事業の一元化のイメージ

- 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化
- 児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の 2 類型
- 現行の障害児通所施設・事業は、医療の提供（医療法上の診療所の指定）の有無により、「児童発達支援」または「医療型児童発達支援」に移行



*（医）：医療の提供のあるもの

新旧対照表（児童福祉法）

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p><u>第6条の2 この法律で障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育上等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは障害児通所支援を行なう事業をいう。</u></p> <p><u>2 [児童発達支援]</u></p> <p><u>3 [医療型児童発達支援]</u></p> <p><u>4 [放課後等デイサービス]</u></p> <p><u>5 [保育所等訪問支援]</u></p> <p><u>6 [障害児相談支援]</u></p> <p><u>7 [障害児支援利用援助]</u></p> <p><u>8 [継続障害児利用援助]</u></p>	<p>(事業)</p>
<p><u>第6条の3 [児童自立生活援助事業]</u></p> <p><u>2 [放課後児童健全育成事業]</u></p> <p><u>3 [子育て短期支援事業]</u></p> <p><u>4 [乳児家庭全戸訪問事業]</u></p> <p><u>5 [養育支援訪問事業]</u></p> <p><u>6 [地域子育て支援事業]</u></p> <p><u>7 [一時預かり事業]</u></p> <p><u>8 [小規模住居型児童養育事業]</u></p> <p><u>9 [家庭保育事業]</u></p> <p><u>第6条の4 [里親]</u></p> <p><u>2 [養育里親]</u></p>	<p>第6条の2 [児童自立生活援助事業]</p> <p>2 [放課後児童健全育成事業]</p> <p>3 [子育て短期支援事業]</p> <p>4 [乳児家庭全戸訪問事業]</p> <p>5 [養育支援訪問事業]</p> <p>6 [地域子育て支援事業]</p> <p>7 [一時預かり事業]</p> <p>8 [小規模住居型児童養育事業]</p> <p>9 [家庭保育事業]</p> <p>第6条の3 [里親]</p> <p>2 [養育里親]</p>
<p>(児童福祉施設等)</p> <p>第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、<u>障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。</u></p> <p><u>2 この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行なわれる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行なわれる治療をいう。</u></p>	<p>(児童福祉施設等)</p> <p>第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、<u>知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。</u></p> <p>2 [障害児施設支援]</p> <p>3 [知的障害児施設支援]</p> <p>4 [知的障害児通園施設支援]</p> <p>5 [盲ろうあ児施設支援]</p> <p>6 [肢体不自由児施設支援]</p> <p>7 [重症心身障害児施設支援]</p>

【児童福祉法第6条の2の創設により改正が必要となる条例】

○ 横浜市総合リハビリテーションセンター条例

・横浜市総合リハビリテーションセンター内に設置されている障害児施設の法律上の名称が「児童発達支援センター」に変更になります。

知的障害児通園施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児通園施設



児童発達支援センター

・児童発達支援センターの実施する事業として、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」を追加します。

○ 横浜市ひとり親家庭の医療費条例に関する条例

第2条第3項中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改めます。

*第2条3項は「養育者」を定義：父母が死亡した児童等と同居し、これを監護し、かつ生計を同一にする小規模住居型児童養育事業を行なう者及び里親以外のもの

(2) 児童福祉法第24条の2関係

改正前の児童福祉法第24条の2では、通所・入所サービスに関する「障害児施設給付費の支給」について規定していましたが、施設・事業体系の見直しに伴い、新たに第21条の5の3で「障害児通所給付費」を規定し、第24条の2は「障害児入所給付費の支給」を規定することになりました。このため、根拠条文の変更と文言の整理を行ないます。

【児童福祉法第24条の2等の改正により改正が必要となる条例】

○ 横浜市総合リハビリテーションセンター条例

第9条第1号中「同法第24条の2第2項」を「同法第21条の5の3第2項第1号」に、「第24条の2第1項」を「第21条の5の3第1項」に、「特定費用」を「通所特定費用」に改め、「市長の承認を得て定める額」の後に「又は同法第21条の5の28第2項に規定する肢体不自由児通所医療に係る費用の額」を加えます。

(3) 児童福祉法附則第63条関係

児童福祉法附則第63条の2、第63条の3及び第63条の3の2が削除されたため、第63条の4以降が繰り上がります。

【児童福祉法附則第63条の2等の改正により改正が必要となる条例】

○ 横浜市知的障害者生活介護型施設条例

附則中「第63条の5」を「附則第63条の3」に改めます。

4 附則

法改正の施行期日に合わせて、平成 24 年 4 月 1 日とします。

なお、横浜市総合リハビリテーションセンター条例に児童福祉法改正により創設された「保育所等訪問支援」及び「障害児相談支援」を追加していますが、今後 3 年間の経過措置期間中に実施する予定としております。この部分の施行日については「規則で定める日」としてあります。